(3)　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十七条の二第一項の規定に基づき中途採用により雇い入れられた者の数の割合を公表しているものであること。

ハ～ホ　（略）

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、当該イ又はロに定める額

イ　前号ロ(2)(i)に該当する事業主（同号ロ(2)(ii)に該当しないものに限る。）　五十万円

ロ　前号ロ(2)(ii)に該当する事業主　百万円

（削る）

（削る）

（削る）

3　（略）

（法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業）

第百十五条　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百九条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。

一～十八　（略）

十九　事業主に対して、産業雇用安定助成金を支給すること。

二十　（略）

（キャリアアップ助成金）

第百十八条の二　（略）

2～4　（略）

5　賃金規定等改定コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

（新設）

ハ～ホ　（略）

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、当該イからハに定める額

イ　前号ロ(2)(i)に該当する事業主（同号ロ(2)(ii)に該当しないものに限る。次項において同じ。）　前号ロ(2)(i)の職業安定局長が定める目標の達成度に応じて五十万円又は七十万円）

ロ　前号ロ(2)(ii)に該当する事業主　六十万円（雇入れの日において六十歳以上であつて職業安定局長が定める要件に該当する者を雇い入れた事業主にあつては、七十万円）

ハ　前号ロ(2)(iii)に該当する事業主　三十万円

3　事業主が、前項第一号ロ(2)(i)に該当することにより中途採用拡大コース奨励金の支給を受け、かつ、計画期間の初日の前日までに、一般被保険者等を中途採用により雇い入れたことがない場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第二号イに定める額に加え、十万円を支給するものとする。

4　事業主が、第二項第一号ロ(2)(iii)に該当することにより中途採用拡大コース奨励金の支給を受け、かつ、中途採用計画に基づき計画期間において職業安定局長が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者のうち雇い入れた日から一年を経過するまでの間において離職した者の数が職業安定局長が定める数を下回る場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第二号ハに定める額に加え、二十万円を支給するものとする。

5　事業主が、第二項の中途採用拡大コース奨励金の支給を受け、かつ、生産性要件に該当する場合にあつては、同項第二号に定める額に加え、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額を支給するものとする。

一　第二項第二号イの支給を受けた事業主　二十五万円

二　第二項第二号ロの支給を受けた事業主　三十万円

三　第二項第二号ハの支給を受けた事業主　十五万円

6　（略）

（法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業）

第百十五条　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百九条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。

一～十八　（略）

（新設）

十九　（略）

（キャリアアップ助成金）

第百十八条の二　（略）

2～4　（略）

5　賃金規定等改定コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）